

申請にあたっては、毎回 **新しいファイル** をダウンロードしてください。
(前回のファイルのコピーは使用しないでください。)

黄色のセルは入力必須です。

色のついていないセルは自動計算が設定されているため、入力できません。

様式第10号 (令和5年度第1回) 多様な人材

雇用就農資金助成金交付申請書 (第 **1回**)

2023 年 12 月 4 日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

事業実施農業法人等名 **有限会社 東京農場**

新規就農者育成総合対策実施要綱別記3第5の5の規定に基づき、雇用就農資金助成金の交付を申請します。

法人等雇用就農者が「多様な人材」として採択された場合は、
チェックを入れてください。(☑多様な人材)
多様な人材の場合、助成金額が変更になります。

必ず「回」を選択してください。

選択しないと、交付期間等の情報が反映されません。

提出期限厳守 期限内に提出されない場合、
助成金は交付されず、**採択取り消し** となりますので、
ご注意ください。

交付期間（研修期間）が異なる場合は、修正してください。

※申請する月数を選択してください。

選択しないと、交付金額が反映されません。

中断期間がある場合は、中断日数を除外して、
1ヶ月を満了月数にしてください。

提出期限	申請回	開始日	終了日
2023年12月28日(木)	1回	2023年6月1日	2023年11月30日
2024年4月30日(火)	2回	2023年12月1日	2024年3月31日
2024年10月31日(木)	3回	2024年4月1日	2024年9月30日
2025年4月30日(水)	4回	2024年10月1日	2025年3月31日
2025年10月31日(金)	5回	2025年4月1日	2025年9月30日
2026年4月30日(木)	6回	2025年10月1日	2026年3月31日
2026年10月30日(金)	7回	2026年4月1日	2026年9月30日
2027年4月30日(金)	8回	2026年10月1日	2027年3月31日
2027年6月30日(水)	9回	2027年4月1日	2027年5月31日

法人等雇用就農者氏名	田畑 耕作
交付期間	2023年6月1日 ~ 2027 年 5 月 31 日
今回申請する助成金の対象期間	2023年6月1日 ~ 2023年11月30日 (6 ヶ月分)
交付金額	300,000 円 (50,000 円/月)

助成金の振込口座

フリガナ	マルマルギンコウ		
金融機関名	●●銀行		
支店番号	001	フリガナ	ホンテン
		支店名	本店
預金種目 ※選択して下さい	普通預金	口座番号	0123456
フリガナ	ユウゲンカイシヤトウキョウノウジョウ		
口座名義人名	有限会社東京農場		

フリガナは、漢字入力から自動で表示されるようになっていますが、
間違っって表示された場合は上から入力してください。

預金種目を選択

普通預金が当座預金かを選択してください。

法人の方は法人名義の口座をご記入ください。

個人の口座名義人を入力する場合、屋号と個人名の間スペースを入れてください。
屋号の後に役職がある場合は、屋号・役職・個人名の間にもスペースを入れてください。
また個人名は苗字と名前の間にもスペースを入れてください。

～注意～

- 「今回申請する助成金の対象期間」が空欄になる場合
→様式第10号の上部にある「申請回」を選択していない可能性が有ります。
- 「交付額」が0円になる場合
→様式第10号の「今回申請する助成金の対象期間」にある
月数（黄色セル）を選択していない可能性が有ります。
- 法人等雇用就農者が「多様な人材」として採択されたが、
交付金額が加算して表示されない。
→様式第10号の右上の欄にチェックを入れてください。(☑多様な人材)
交付金額の単価が「62,500円/月」に変わります。

※2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は記入しなくてもよい。

(研修記録簿)

《法人等雇用就農者の各月の就業時間(実労働時間※出勤簿・賃金台帳より転記)及び研修時間》

※就業時間 4月支払給与の算定期間が3/21~4/20 → 3/21~4/20の実労働時間数を「4月」の欄に記入
4月支払給与の算定期間が3/1~3/31 → 3/1~3/31の実労働時間数を「4月」の欄に記入

※研修時間 1日~末日までの研修時間を記入。年間の研修時間がおおむね300時間以上である必要があります。

各月就業時間	(対象期間)	各月研修時間
6月: 176 時間 ←	5月1日~5月31日	6月(6月1日~30日): 35 時間
7月: 168 時間 ←	6月1日~6月30日	7月(7月1日~31日): 40 時間
8月: 190 時間 ←	7月1日~7月31日	8月(8月1日~31日): 44 時間
9月: 180 時間 ←	8月1日~8月31日	9月(9月1日~30日): 49 時間
10月: 172 時間 ←	9月1日~9月30日	10月(10月1日~31日): 41 時間
11月: 154 時間 ←	10月1日~10月31日	11月(11月1日~30日): 30 時間
週平均: 43.33 時間		合計: 239 時間

《各月の研修内容》 実施した研修について簡潔に記載してください。

各月研修内容(実績)

6月:	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(マルチ張り、ランナー除去)等	9月:	イチゴ栽培の基礎的な技術、環境整備技術、管理技術の習得
7月:	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(葉かき・ランナー除去等)	10月:	イチゴ栽培の基礎的な技術、管理技術の習得(GGAP)
8月:	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(病害虫の防除、温度管理)	11月:	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得(収穫、パッキング、出荷)

《法人等雇用就農者の所感(疑問、課題等を含む)(6月~11月の研修総括)》

研修を通して、イチゴ栽培の基本的な技術が、より習得できたと思います。私はこれまで農業大学校で2年間イチゴを育苗してきたが、高設栽培で土耕栽培は経験したことがなく、土耕栽培での収穫、温度管理など今回の研修で初めて学ぶことも多くとてもいい経験になりました。

《研修指導者の所感(法人等雇用就農者の所感に対する対応、指導結果等を含む)(6月~11月の研修総括)》

マルチ張り、葉かき、収穫、パッキングといった一連の作業を手際で行うことができています。また、栽培環境の変化を注意深く観察し、生育に必要なパラメータをDX化した携帯で確認し、サイドカーテンの開閉やウォーターカーテンの準備などに対応できている。

《経営体チェック欄》 以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください

- 法人等雇用就農者が正社員として勤務している(独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプの場合は従業員)
- 助成金申請期間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)以上ある
→変形労働時間制を採用しているため、今回の助成金申請期間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)以上ない場合
 1年間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)以上となる見込みである
- 所得税及び雇用保険料等の控除を行っている
- 研修計画に基づき適切に研修を実施した

《法人等雇用就農者チェック欄》以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください

- 上記の申請内容及び添付の出勤簿・賃金台帳等が実態と相違がない
- 経営体から、研修計画に基づき適切に研修を受けている

給与の算定期間※と、その期間の実労働時間数を入力してください。

- ※(例) 20日締め当月末払いの場合
→6月支払給与の算定期間は5/21~5/20
月末締め翌月20日払いの場合
→6月支払給与の算定期間は5/1~5/31

(例) 176時間30分の場合「176.5」とご記入ください。

月初~月末に実施した研修時間をご記入ください。

~注意~

- 就業時間の週平均※が入力されない場合
→様式第10号の「今回申請する助成金の対象期間」にある月数(黄色のセル)を選択していない可能性があります。
※計算方法: (就業時間の合計) ÷ 申請月数 ÷ 4
- 申請期間の月が自動で反映されない場合(黄色のセルは除く)
→様式第10号の上部にある「申請回」を選択していない可能性があります。

各月の研修内容をおおよそ30文字以内で詳しく記入してください。

法人等雇用就農者、研修指導者の所感をそれぞれおおよそ140文字以内で詳しく記入してください。

経営体が必ずチェックしてください。チェック漏れがないかご確認ください。

法人等雇用就農者が必ずチェックしてください。チェック漏れがないかご確認ください。